

入札心得

【無効の入札】

1 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- (3) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (4) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (6) 入札価格の記載においてアラビア数字を用いていない入札書を提出した者
- (7) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- (9) 1人で2以上の入札をした者
- (10) 代理人でその資格のない者
- (11) 上記に掲げるもののほか、その他法令又は競争入札の条件に違反した者

【入札の中止】

2 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止します。

【入札の辞退】

3 入札者は、入札書提出前まで、いつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届を提出してください。

【公正な入札の確保】

4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。